

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、大仙市内小友字山根89番地1 井上時雄から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営内小友中沢地区土地改良事業計画書（農地防災）の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月3日（月）から同28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所農林部農林整備課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、仙北郡美郷町金沢西根字下萩沢162番地 佐藤博文ほか2名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営下堰・三石堰地区土地改良事業計画書（農業用排水）の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月3日（月）から同28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
(1) 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所農林部農林整備課
(2) 仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 美郷町役場農政課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（花館高関上郷地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月3日（月）から同28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所農林部農林整備課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、仙北郡美郷町金沢字狐森20 山田輝一ほか3名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、

次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営金沢4地区土地改良事業計画書（農地防災）の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月3日（月）から同28日（金）まで（日曜日、土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 美郷町役場農政課